

# 社会福祉研究

第139号

## 特集テーマ

## コロナ危機が社会福祉に突きつけたものは何か

—withコロナに社会福祉はどう取り組むのか—

特集：コロナ危機が社会福祉に突きつけたものは何か  
《現場報告》

## コロナ禍における子どもの居場所

ゆき しげ ただ たか  
幸 重 忠 孝

特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター理事長、社会福祉士

## はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が子どもたちに与える影響を考えるときに、大人への影響との大きな違いとして挙げられるのは、「一斉休校」と「緊急事態宣言」によって、全国の子どもたちが約3か月自宅にいることを強いられたということである。内閣による要請にすぎない「一斉休校」と「緊急事態宣言」は、ほぼ右へならえて子どもたちの日常生活を休止させた。権力によって強制的に子どもたちの生活を変えられる怖さから、子どもを取り巻く社会や子どもの人権のあり方が、いかに日本社会で軽視されているのかを筆者は感じた。そのような社会情勢の中、筆者は地域の要支援家庭の子どもを対象にした子どもの居場所の現場で、またスクールソーシャルワーカーとして学校現場から、コロナ禍における子どもたちの変化を目にしてきた。そこで本稿では、マクロな視点から子どもを取り巻く社会の課題を、ミクロな視点で子どもの居場所から見えてきた子どもたちやその家庭の課題を分析しつつ、今後の子どもの居場所におけるソーシャルワークの役割について論じていくこととする。

1. 子どもの居場所の広がりと  
コロナ禍によって浮き彫りになった課題

現在の日本の子どもたちは、子ども時代の多くの時間を家庭、学校で過ごす。つまり、多くの子どもにとって生活の場は家庭と学校に集約される。戦後から高度経済成長期までの日本では、子どもの居場所は大人や社会がつくるものではなく、山や空き地、道路や路地裏、あるいは空き家や工事現場など、子ども自身が遊びの場と仲間を求めることで自然発生的にまちの中に生まれてくるものだった（加藤 2019：156-158）。高度経済成長期以降、子どもたちの生活は変容し、習い事や学習塾に通う子どもが半数を超える、人のつながりが主流だった遊びは商業ベースのおもちゃ、ゲーム、携帯電話、スマートフォンに変わっていった。そして以前は子どもたちが自由に使え、まちの中にたくさんあった、子どもたち自分が自動的につくり出す居場所は姿を消していった。平成に入り子育て世帯の多くが共働きとなるにつれ、放課後の学童保育が広まり、地域に児童館がつくられ、専門家と呼ばれる大人が子どもとかかわるタイプの居場所が増えていった。一方で学校での不登校やいじめなどが社会課題となり、フリースクールやオルタナティブスクールなど学校以外の子どもの遊びの場が広がった。2000年に児童虐待防止法、

2013年に子どもの貧困対策法が成立し、乳幼児期の子どもとその親のための子育て支援拠点が制度化され、家庭が安全・安心でない子どもたちのための無料学習会や子ども食堂が、市民の力で爆発的に増えていった（幸重 2019：180-195）。

現在の子どもの居場所の多くは、子育て支援拠点や無料学習会のように、行政が民間団体に委託する形で資金や場所を借りて運営しているタイプと、フリースクールや子ども食堂のように、利用する家庭の負担や寄付によってボランティアを中心に運営されるタイプに分かれる。新型コロナウイルスの感染拡大により、どちらのタイプの子どもの居場所も、そのほとんどが一時的に休止に追い込まれることとなった。

休止の理由を紐解いていくと、以下のパターンに分類することができる。

- ・行政からの委託・補助事業で、行政の指導によりほぼ強制的に休止となった。
- ・自前の拠点がないため、居場所活動するための会場が確保できなくなった。
- ・運営メンバーがボランティア中心のため、担い手が確保できなくなった。

どれも子どもの居場所を休止するうえでやむをえない理由ではあるが、どのパターンにおいても「子どもの意見」は忘れられている。子どもの権利条約第12条において「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とされているにもかかわらず、子どもの居場所を休止することを決める議論に子どもたちの意見が入っていないことは、結局のところ「子どもの居場所」の多くが、子どもたちを権利の主体ではなく、ただ参加者（受益者）にしてきたことを浮き彫りにした。コロナ禍終息後にそのまま再開するのではなく、子どもの主体性や意見の尊重について、今後子どもの居場所のあり方はどうあるべきか議論を深める必要があるだろう。

## 2. 居場所から見えるコロナ禍における要支援家庭の子どもの課題

筆者が代表を務める特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター（以下、センターと略す）では、一斉休校を受けて学校が再開するまでの3か月間、ほぼ毎日10時から21時まで三交代制（午前・午後・夜）で、貧困や虐待などの課題がある要支援家庭の子どもたちを行政や学校と連携して受け入れ続けた。現場から見えてきた子どもたちや家庭の姿を次に報告していく<sup>1)</sup>。

### 1) 一斉休校による学校生活の喪失感の有無

すべての子どもたちが学校がなくなったことにショックを受けていたわけではない。不登校傾向がある、低学力、友人の少ない子どもたちにとっては、学校に登校できないことは逆に喜ばしいこととして受け入れられていた。数は少なかったが、学校生活の満足度が高い子ども、すなわち学力が高い、部活を頑張っている、学校に友達がたくさんいる、先生との関係が良好だった子どもたちは、学校に通えないことで不安やストレスを高めていた。本稿では、要支援家庭の子どもたちの居場所の様子からの分析となるので、実際は多くの子どもたちにとって、学校に行けなかったこと、年度末（中には卒業式）が尊われたことの喪失感、新年度のスタートを切ることができなかつたことのストレスはかなり高かったと考えられる。

### 2) 新型コロナウイルスへの恐怖によるストレス

まだまだ学びの途中にある子どもたちは、新型コロナウイルスには治療薬がない、全国の学校を休校にして感染を止めなければならない、有名人が亡くなっている、ということから、得体のしない恐怖にとらわれていた。自分がかかることへの恐怖、それ以上に家族や親しい友達がかかったらどうしようという不安が、子どもたちの心の中で拡大していた。それでも安定した大人（家族）が身近にいる子どもは、抱える不安に対して常に「大丈夫だよ」と声をかけてもらえるため、それ

だけで情緒が安定する。しかし要支援家庭の子どもは、そもそも家にいても「大丈夫だよ」と声をかけてくれる大人が身近にいない。非正規雇用などで就労状況が悪化した保護者が、子ども以上に精神的にまいってしまい、毎日のように苛立ちをぶつけたり、不安を煽ってくることもあった。不安が高まった子どもの中には、感染が怖くて外に一歩も出られなくなってしまった子もいた。

### 3) 居住環境によるストレス

今回、学校に行けなくなった子どもたちは、生活時間のほぼすべてを自宅で過ごすことになった。当然、劣悪な居住環境にいる子どもたちにとっては、ただただストレスのたまる3か月間となった。子どもの貧困と住まいについての研究は、福祉分野ではあまり注目されていない。数少ない研究によると、子育て中の生活困窮世帯とそうでない世帯では、まず持家率が違ってくる。経済的に不安がないふたり親世帯で持家率が約8割であるのに対して、生活困窮世帯では3割台となっている。しかし問題なのは持家であるか借家かではなく、借家の居住水準が低い点である。2室以下の割合は持家ではわずか2.1%であるが、民間賃貸住宅となると2割超に跳ね上がる（葛西 2019：130-135）。つまり、生活困窮世帯の子どもたちは、一斉休校の間に狭い居住環境の中で一日中過ごすことになり、そのストレスは計りしれないものであった。実際、センターに来ると、日ごろの家庭でのストレスを発散するかのように建物内を走り回ったり、大声で歌ったりといった行動が、特に居住環境が厳しい子どもたちに多く見られた。

### 4) 広がる家庭学習環境の格差

要支援家庭の子どもと安心・安全な家庭の子どもでは、家庭学習の差が休校期間の3か月間で大きく開くこととなった。コロナ禍において、家庭で子どもたちが学習に向かうための環境を整えるには、いくつかの条件があった。まずは子ども部屋など、学習のための部屋の確保である。次はオンライン環境である。そして家庭学習をサポートする大人の存在である。先に指摘したとおり、

要支援家庭の場合は最初の学習のための部屋を確保するという条件が満たされない。そもそも、学習のための部屋がない子どもたちの4割がまったく自宅で学習しないというデータ（葛西 2019：136-139）から、学習のための部屋がない子どもは、おそらくほぼ3か月間学習らしいことはしていないかったと考えられる。オンラインによる学習環境についてはこの間、飛躍的にコンテンツが充実した。その恩恵を受けられる家庭の子どもにとっては、この3か月の間に新しい学びの機会が増えることになったが、そうでない家庭の子どもはゲームかネット動画鑑賞で多くの時間を潰すこととなつた。何よりも家庭学習を子どもだけで自主的に行なうことは難しく、声をかける大人の有無や、勉強がわからないときに教えてくれる大人（家族だけでなくオンラインを利用しても可）の存在で、学習に向かうモチベーションは大きく変わることになった。

このように学習環境の格差が広がる中、6月からの学校再開に向け、ゴールデンウィーク明けから突然大量のプリントが子どもたちに渡されることになった。学習習慣がすっかりなくなった要支援家庭の子どもたちは、このプリントをこなすことができず、そのことで家庭でのトラブルが多く見受けられた。

### 5) ひとり親家庭を中心とした生活困窮の悪化

センターを利用している子どもの家庭には、すでに生活保護を利用している世帯と生活保護を利用する一歩手前の相対的貧困状態、もしくは本来なら生活保護を受けたほうがよい経済状況にあっても頑なに利用しない世帯がある。特に後者の家庭には非正規雇用の母子家庭が多く、今回のコロナ禍によってギリギリの生活が崩れていった。生活保護世帯に関していえば、保護者の多くに精神的な不安があったものの、経済的な面から生活が崩れる子どもたちは見られなかつた。あらためて福祉制度につながっていると、コロナ禍においてもセーフティネットが機能することを証明している。

経済的に苦しい家庭が増えているにもかかわらず

ず、社会的には不思議な現象が起きている。新型コロナウイルス感染拡大によって生活保護受給者数は特に大きな増加がないのに対し、緊急小口資金・総合支援資金などの特例貸付は桁違いに急増している（安藤・大西 2020）。つまり、生活困窮世帯の多くは貸付金や国の給付金で一時的に息抜きができるだけにすぎず、中長期的には多数の世帯の生活が立ちゆかなくなることは容易に想像ができる。

### おわりに

#### —これから求められる子どもの居場所—

子どもの居場所を開き続けたことによって、先に紹介した子どもたちが置かれている危機的な状況を早期にキャッチすることができた。子どもの居場所活動そのものは、遊び、運動や文化活動、学習、食事、入浴、睡眠など、当たり前の生活を提供しているにすぎない。ゆえに地域のボランティアの力を借りながら日々運営している。しかし、この居場所での子どもたちの様子、送迎や個別連絡を通して見える保護者の様子や生活実態から福祉課題を見つけ出すのは、ソーシャルワーカーの役割である。その福祉課題は、先に紹介した例からもわかるように多種多様にわたる。学校・学習面の課題、不安などの心理的な課題、居住や食生活などの暮らしの課題、保護者の職の課題、それらすべてに共通する経済的な課題、そしてときに虐待やダメスティック・バイオレンスなど、直接的に生命・安全にかかわる課題も挙げられる。課題により福祉の窓口や制度はバラバラで、そこを子どもの居場所にかかわるソーシャルワーカーが間に入り、関係機関や制度につないだり、同行支援を行ったりする。このようにケースワークを積み重ねることで、子どもの居場所を利用している親子にとって「子どもの居場所」は困った

ときの相談の入り口になっていくこととなる。また、行政にとっても「子どもの居場所」が使いやすい社会資源の1つに変容していく。

子どもにかかわる福祉では、このように自由な動きを行えるソーシャルワーカーの数は少なく、ソーシャルワークの機能をもつ子どもの居場所も数が少ない。今回の件であらためて、地域に軸足を置き、行政や民間を超えてネットワーキングを行う「まちの子どもソーシャルワーク」の必要性を強く感じた。このような新たな実践を理論として整理し研究していくことが、今後の子ども家庭福祉にかかわるソーシャルワークの分野に求められている。

#### 注

- 1) センターでの「コロナによる一斉休校・緊急事態宣言を受けた緊急受入報告」については、センターのホームページ (<http://cswc2016.jp>) にその情報をまとめて発信している。今回紹介した以外のコロナ禍の下の居場所における子どもたちの事例は、幸重忠孝「一斉休校と子どもの居場所」(『教育』No.895,旬報社, 2020年, 75~82ページ)にて紹介されている。

#### 参考文献

- ・安藤道人・大西連「コロナ禍で生活困窮者への家賃補助と現金貸付が急増—独自入手した厚生労働省データを用いた検証—」, 2020年。  
<https://note.com/ohnishiren/n/n7c0773c4f861> (2020年9月23日閲覧)
- ・葛西リサ・「子どもの貧困と住まい」松本伊智朗編集代表, 山野良一・湯澤直美編著『シリーズ子どもの貧困5支える・つながる—地域・自治体・国との役割と社会保障ー』, 明石書店, 2019年, 125~152ページ。
- ・加藤彰彦「子どもの居場所づくりとその実践(1)—戦後から高度成長期を中心に—」松本伊智朗編集代表, 山野良一・湯澤直美編著『シリーズ子どもの貧困5 支える・つながる—地域・自治体・国との役割と社会保障ー』, 明石書店, 2019年, 155~178ページ。
- ・幸重忠孝「子どもの居場所づくりとその実践(2)—高度経済成長期以降の流れー」松本伊智朗編集代表, 山野良一・湯澤直美編著『シリーズ子どもの貧困5 支える・つながる—地域・自治体・国との役割と社会保障ー』, 明石書店, 2019年, 179~196ページ。

## 特集：コロナ危機が社会福祉に突きつけたものは何か 《現場報告》

# 日本におけるDV被害者支援、コロナ禍の下で

きたなか千里

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット共同代表

### はじめに

ダメスティック・バイオレンス（以下、DVという）とは、夫婦や交際相手など、親密な間柄で起こる虐待のことを目指す。民間DVシェルターの全国ネットワーク団体であるわれわれ「NPO法人全国女性シェルターネット」は、新型コロナウイルスの感染拡大が進んでいた今年3月末に要望書<sup>1)</sup>を政府に提出し、給付金での特別措置など、政府もある程度それに応えた。コロナ禍の下でDVが悪化し、また相談支援につながりにくくなること、さらにコロナ対策の特別給付金が、世帯主に渡されたら被害者には渡らないことなどを危惧して対策を要望したものだった。

なぜ、コロナ禍でDV問題が深刻化すると言えるのだろうか。「外出自粛で家族が家にとどまるようになり、顔を突き合わせるストレスでDVが増えるのでしょうか」という理解がメディアなどでも少なくなかったが、そういうことではない。もともとDV的な関係にある家族が一定割合存在していて、それが悪化することが、まず恐れられている。内閣府の2017年度「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の5.3%、男性の1.7%が配偶者からの身体的暴力を「何度も」経験しており、何らかのDV被害経験がある人のうち、女性の15.0%、男性の3.1%が、それによっ

て「命の危険を感じた」としている。DVはもちろん身体的暴力だけではない。行動の監視や言葉による追い詰め、性暴力など、さまざまな形態でのDVがあるので、ここにあげた数値以上に被害者はいる。本人の不安や自信のなさを、家族に向け、家族をいじめる人がおり、その行動が失業や収入減でひどくなることが考えられる。それに加えて、景気悪化などから新たな加害者が生まれてくることも予想される。被害を受けた女性も収入の目途が立たず、そこから逃れにくくなる。こうした光景は、われわれDVや性暴力被害者相談支援をしている関係者にとって、すでに過去の震災等の災害時にたくさん見てきたことだった。

### 1. つながらない相談支援・ 「切れ目のある支援」

DVの被害者支援は、そもそも既存の福祉のシステムの中に十分に位置づけられていない。被害当事者からは、相談に行ったらその先がどうなるのか、非常にわかりにくい。支援にかかるわれわれ民間シェルターの支援者も、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所の支援員も、皆、そのことによって思うような支援ができずに苦しんでいる。それに十分な予算もあてられていない。今回、われわれが新型コロナウイルス感染拡大の状況下でのDV対策に関して要望を出した背景に